

有価証券の保護預りおよび振替等に関する契約のご説明

(この書面は、法令の規定に基づき内容をご説明のうえ契約締結前にお渡しするものです。)

- この書面を十分にお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。
- 当社では、有価証券のお取引にあたっては、「振替決済口座、保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。当社は、お客さまがお取引等によって取得された投資信託の受益権、外国投資信託の受益証券、国債証券について、法令に従って当社の固有財産と分別し、記帳および振替または保護預りします。

手数料など諸費用について

- ・投資信託・外国投資信託・投資信託自動購入プラン・国債証券のお取引に係る「振替決済口座、保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の設定につきまして、現在、口座管理手数料はいただいております。その他の諸費用もかかりません。
- ・今後、口座管理手数料等の諸費用がかかることとなる場合には、その単価または料率などをあらかじめ別途ご連絡いたします。

この契約は、書面による解除（クーリング・オフ）の対象にはなりません。

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

有価証券の保護預りおよび振替等に関する契約の概要

当社では、お客さまがお取引等によって取得された投資信託の受益権・国債証券について、法令に従って当社の固有財産と分別し、お客さまの振替決済口座への記帳および振替を行います。また、外国投資信託の受益証券について保護預りし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管します。

当社が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

当社が行う登録金融機関業務は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づくものであり、当社では、「振替決済口座、保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」を設定していただいた上で、投資信託・外国投資信託・国債証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の各口座取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ・お客さまから解約の通知があった場合
- ・お客さまが約款に違反した場合

当社の概要

- 商号等 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号
- 住所(本店所在地) 〒100-8233 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
- 資本金 3,420億円（2024年3月31日現在）
- 設立年月日 1925(大正14)年7月28日（2012(平成24)年4月1日商号変更）
- 加入協会等 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
- 当社の苦情処理措置および紛争解決措置 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターまたは一般社団法人全国銀行協会を利用
証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号0120-64-5005
全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109または03-5252-3772
- 認定投資者保護団体 当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。
- 業務の概要 信託業務、銀行業務、不動産売買の媒介・証券代行等の併營業務、登録金融機関業務

三井住友信託銀行 へのお問い合わせ先

ご不明な点等につきましては、下記または、お取引のある本支店までお問い合わせください。

0120-921-562

【受付時間】 平日9:00~17:00（土・日・祝日および12/31~1/3はご利用いただけません。）
なお、お問い合わせの内容によっては、お取引のある本支店におつなぎさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。



三井住友信託銀行